

令和 7 年度税制改正に伴う変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

項目	旧制度（R5.4.1～R7.3.31）	新制度（R7.4.1～R9.3.31）
賃上げ表明の変更	変更申請時の賃上げ表明は行えない	<u>新規申請時に賃上げ方針を位置付けていれば、変更申請時にも賃上げ表明を行うことが可能。</u>
適用期限	令和 5 年 4 月 1 日以降、令和 7 年 3 月 31 日までに取得した資産	<u>令和 7 年 4 月 1 日以降、令和 9 年 3 月 31 日までに取得した資産</u>

○賃上げに関する要件

旧制度（R5.4.1～R7.3.31）				新制度（R7.4.1～R9.3.31）			
賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率	賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無し	R5.4.1～ R7.3.31	3 年間	1/2 (1/2 軽減)	無し	—	—	軽減なし
有り ※ 1.5%以上の賃上げ	R5.4.1～ R6.3.31	5 年間	1/3 (2/3 軽減)	※ 有り 1.5%以上の賃上げ	R7.4.1～ R9.3.31	3 年間	1/2 (1/2 軽減)
	R6.4.1～ R7.3.31	4 年間	1/3 (2/3 軽減)	※ 有り 3%以上の賃上げ		5 年間	1/4 (3/4 軽減)

- 令和 7 年 4 月 1 日より、 令和 7 年度固定資産税の特別措置の適用を受けるには、賃上げ方針の表明が必須となりました。「従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面」を必ずご提出ください。